

久財第697号
令和2年9月23日

各関係長 様

久喜市長 梅田 修一

令和3年度久喜市予算編成方針について（通知）

予算事務規則第5条の規定に基づき、令和3年度久喜市予算編成方針を
定めたので通知する。この方針に従い的確に予算の見積りを行うこと。

令和3年度久喜市予算編成方針

1 日本経済の状況と国の動向

内閣府が公表した令和2年8月の月例経済報告では、基調判断について「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」としている。

また、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動に十分留意する必要がある。」としている。

このようなことから、政府は、「決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動の引上げの両立や、激甚化・頻発化する災害への対応を通じて、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く。」ことに加え、「「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づき、感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「新たな日常」を通じ、誰もが成長を実感できる「質」の高い経済社会を早期に実現することを目指し、そのための主要施策について、政策目標とそのスケジュール等を明らかにする実行計画を年末までに策定する。」としている。

以上のことから、今後においても、これらの国の動向や景気の状況が本市の行財政運営に与える影響を考慮し、適切な対応をしていく必要がある。

2 久喜市の財政状況と今後の財政見通し

本市の財政状況は、歳入については、令和元年度決算において市税が、個人市民税及び法人市民税が減収となった一方、固定資産税の増収により、前年度と比較して2億4,223万8千円の増（1.1%増）となった。

令和2年度予算においては、家屋の新築・増築の増加傾向による固定資産税の増収や、緩やかな回復基調が続いていた景気の影響等による個人市民税の増収が見込まれることから、市税収入総額は微増となると見込んだところである。

今後の見通しとしては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の制限等により、市税の大幅な減収が見込まれる状況にある。

また、普通交付税は、令和元年度をもって合併算定替による加算措置が終了したところである。令和2年度の臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税については、合併算定替による加算措置が減少する前の平成26年度の交付額と比較すると、約23億円の減となっており、令和元年度と比較しても2億9,751万9千円の減(5.5%減)となった。今後についても、普通交付税の大幅な増額は見込まれない状況にある。

一方、歳出については、令和元年度普通会計決算において人件費、扶助費及び公債費の義務的経費が、幼児教育・保育の無償化等の子育て施策の充実による扶助費等の増により、前年度と比較して7億1,305万9千円の増(3.0%増)となっている。

令和2年度予算においても、少子高齢化等の影響により増加傾向にある扶助費や、大規模公共事業や改修工事に要する投資的経費等を見込んだところであり、令和2年度以降の見通しとしても、扶助費等の社会保障費の増加、公共施設の整備・改修に係る経費、新型コロナウイルス感染症の影響により必要となる「新たな日常」への対応に係る経費の増加等により、更なる増が見込まれる。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和元年度普通会計決算で93.1%(対前年度比0.1ポイント増)と財政の硬直化が続いており、依然として厳しい財政状況にある。

このようなことから、一般財源の大幅な減少が見込まれる一方で歳出増要因も数多いことから、令和3年度においては、例年になく極めて厳しい予算編成になるものと考えられる。

3 予算編成の基本方針

令和3年度は新久喜市の実質的な12年目となり、我々には、成熟へと発展する久喜市の新時代を築いていく使命がある。

今後の久喜市においても、多くの人で賑わう埼玉県東北部の中心となる都市として発展させていくため、次の世代を担う子どもたちからお年寄りまで、あらゆる世代が「ずっと久喜市に住み続けたい」と思えるような、より魅力あるまちづくりを行っていかなければならない。

また、久喜市が更なる飛躍を遂げるため、「オール久喜」の体制でまちを活性化し、「久喜市をもっと良くする」という強い意志を持って事業を推進していく必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により必要となる「新たな日常」に対応するため、既存事業の抜本的な見直しに加えて、新たな発想で事業を展開していく必要がある。

そのため、令和3年度予算編成に当たっては、極めて厳しい財政状況の見通しの中、次の3点を基本方針とする。

(1) 「まちのつくり方改革」の推進 ～未来につながる着実な成果～

「まちのつくり方改革」の基本方針として掲げた9つの項目に係る施策を着実に推進すること。

「まちのつくり方改革」の基本方針

- ①東京一極集中を是正し、若者の定住促進、活躍の場を創出
- ②土地の高度利用促進、駅前市街地の整備
- ③圏央道ジャンクションを中心に物流拠点としてのインフラ整備
- ④久喜市で新たなビジネスに挑戦する起業家支援、女性の創業支援
- ⑤市民ランナーの聖地化などスポーツ振興策を推進
- ⑥シティセールスを推進し、久喜市の魅力を世界に発信
- ⑦全ての子どもたちにチャンスのある教育環境を整備
- ⑧農業の6次産業化を図り、観光農園の整備を促進
- ⑨シニア世代が更に輝き、活躍する久喜市を創造

(2) 久喜市総合振興計画等の推進 ～豊かな未来の創造～

「久喜市総合振興計画」、「久喜市総合戦略」、「新市基本計画」及び各個別計画に位置付けた施策を着実に推進すること。

「新市基本計画」については、合併推進債の活用が令和11年度まで可能となったところである。各地区間を結ぶ道路・橋りょうの整備、公共施設の統廃合等、合併推進債の活用が可能な事業は、新市基本計画の終期を見据えて、着実に進めること。

(3) 「新たな日常」への対応 ～ポストコロナ時代の新しい未来～

新型コロナウイルス感染症への対応により明らかとなった課題を解決するとともに、「新たな日常」に対応した感染症にも経済危機にも強い地域をつくるための施策を推進すること。

さらに、コロナ禍がもたらした社会活動の変化に対応するため、すべての事業の目的、対象、手段等を改めて見直し、ポストコロナ時代を見据えた施策を推進すること。

4 予算編成に当たって

令和3年度予算については、「まちのつくり方改革」の基本方針として掲げた9つの項目や「久喜市総合振興計画」を基本とし、これまでの取組や成果等を踏まえながら、事業の優先性、重要性、効果等を十分に検証すること。

また、執行方法や執行体制の徹底した見直しと創意工夫により、最少の経費で最大の効果を上げるよう、今日の社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、市民生活に真に必要な事業であるか、費用対効果や代替可能性等多面的な視点から事業の存廃も含めた根本的な見直しを行い、経費のより一層の縮減に努めること。

前述の財政見通しのとおり、本市の財政状況は、極めて厳しい状況が想定され、特に令和3年度においては、例年になく厳しい予算編成になると見込まれる。そのため、将来の財政運営に大きな影響を及ぼすと見込まれる事業については、実施の可否や方向性、優先度等を慎重に検証することとし、職員一人ひとりが当事者意識を持って、限られ

た財源の中での施策展開になるという状況をよく認識すること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による景気の動向を注視し、市財政に与える影響を考慮しながら、適切に対応すること。

(1) 市単独事業の全面的な見直し

市税の大幅な減収等により一般財源の大幅な減少が見込まれることから、補助金等の特定財源を伴わない市単独で実施している事業については、ゼロ予算での実施や事業の廃止も含め全面的な見直しを図ること。

(2) 財源の確保

国や県の動向等を的確に把握し、特に新たに創設される補助金等については情報収集に努め、補助金等の積極的な活用を図ること。

また、自主財源の確保及び税負担の公平性の観点から、収納率の向上のため、より一層の徴収の取組を強化すること。この他、「久喜市債権管理指針」及び「久喜市債権管理条例」に基づき、全庁的に債権徴収の強化に努めること。

さらに、市有財産の有効活用や有料広告の一層の拡充等、あらゆる面で創意工夫を行い、新たな財源の創出に努めること。

(3) 優れた手法の追求

これまで最善であった手法も、状況の変化で必ず改善の余地が生まれる。現状を批判し、創造的な既存事業の改善等に取り組むこと。

また、先進事例における優れた手法や新たな手法を研究・追及し、可能であれば既存事業に取り入れること。

(4) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

現下の財政状況において、限られた財源のもと市民サービスの維持・向上を図るためには、事業の選択と集中の一層の推進が必要である。

このため、新規事業の実施または既存事業の拡充（ビルド）をする

場合には、必ず既存事業を見直し、縮小または廃止（スクラップ）等により所要の財源を確保すること。

また、具体的な成果目標を設定し、効果が得られないと見込まれる場合には、事業の実施自体の見直しをすること。

なお、継続事業についても、当初に見込んだ効果が得られない事業や、既に役割を終えている事業については、積極的に廃止すること。

一定の効果が得られている事業についても、新規事業の実施または既存事業の拡充をする場合には、必ず優先順位を付して既存事業の縮小または廃止をすること。

これまでもスクラップ・アンド・ビルドに取り組んでいるところではあるが、今まで以上に徹底すること。

（５）事務事業評価結果の反映

限られた財源を有効活用し、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、事務事業評価結果を予算要求に反映させること。予算要求に当たっては、長期的な視点に立って、見直しを行うこと。

なお、拡大等と評価した事業については、単に事業費を拡大するのではなく、限られた財源で事業を拡大実施できる方策を考え、効率的で実効性の高いものへとブラッシュアップすること。

また、縮小等と評価した事業については、事業規模を単に縮小させるだけではなく、事業の廃止も含め判断をすること。

（６）公共施設アセットマネジメントの推進

公共施設等については、平成２７年度に策定した「久喜市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、公共建築物やインフラ資産等の個別施設計画を策定しているところである。これらの計画に基づく改修や維持更新については、着実に取り組むこと。

また、各公共施設等の維持管理コストの縮減や平準化に取り組むこと。

(7) その他

細部の取扱いについては、別途、財政部長から各関係長宛てに通知する。